



平成20年度予算などを審議した3月議会定例会

平成20年度 施政方針

平成20年度当初予算などを審議する町議会3月定例会が3月4日から12日まで開かれました。初日の4日には町長が施政方針演述を行い、5つの重点施策と7分野の主要施策について説明しました。以下にその要旨を紹介いたします。

はじめに―厳しい町財政

平成20年第1回町議会定例会の開催に当たり、20年度の町政運営の基本方針ならびに主要な施策について、私の所信の一端を申し上げます。

地方分権社会の本格的な構築が求められている今日、地方と都市との格差の問題や国の財政事情の悪化などに伴う地方交付税の削減、少子高齢化の一層の進行など、地方行政を取り巻く環境は、一段と厳しい状況にあり、中でも景気の低迷による国・地方を通じた税収不足と借金返済額の増大による財源不足は、財政危機とも言うべき状況をもたらしています。

こうした中、本町においては旧合併特例法の下での市町村合併を選択せず、「当面の自立」の方針で町政運営を進め、これを実現するために、その基盤となる「さらなる」町財政改革が必要不可欠との認識に立っているところです。

そこで、このように厳しさを増す財政状況の中、「町の自立」を効果あるものにしていくため、限られた財源でできるだけ高い行政効果を上げるための行政システムの構築が不可欠であり、「町行政改革大綱」と「町集中改革プラン」について積極的に取り組んでいきます。特に経費削減の効果が見込まれる人件費の抑制、さらには事務事業においても、その目的や有効性、効率性などを踏まえながら総点検を行い、スクラップアンドビルドによる事業を推進していきます。

市町村合併については、17年4月に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」の下、19年8月に、旧合併特例法下で合併した市町村の合併効果の検証や合併協議会設置の勧告のあり方について、知事が合併推進審議会に諮問し、この3月に答申する予定です。

この合併協議会の勧告のあり方については、都道府県の連絡調整機能を超えるものであり、基礎自

治体である市町村の自己決定権を著しく制約することにもなり、都道府県と市町村の対等・協力、さらには信頼関係にも影響が出てくるのではないかと考えています。

今後は、まちの財政状況や行政改革の取り組み状況、さらには合併市町村の行政運営状況など、地域懇談会において町民に判断材料を示し対話や議論を通して検討していきます。

本年は、世界文化遺産登録を目指す平泉町にとって、まさに正念場の年です。

「平泉の文化遺産」が暫定リストに登載されて以来、7年の歳月が経過していますが、この間、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りながら、史跡の追加指定と新規指定、景観条例の制定など、世界遺産登録に向けての条件整備を行ってきました。また、昨年のイコモスの現地調査を迎えるに当たっては、官民一体となって、美化活動による史跡地やその周辺地域の環境整備が行われたところです。この活動は、調査に向けたものだけではなく、世界遺産の町にふさわしい地域づくりに向けた取り組みとして、非常に意義深いものと考えています。

本年7月、カナダ・ケベックにおいて開催される世界遺産委員会で、登録の可否が審議される予定ですが、今後も文化庁、県、関係市との連携をより一層密にし、町民一丸となって登録実現に向け、

キラリと光る 小さなまちづくり

やるべきこと、できることを確実に進めていきます。

一方、世界に目を向けると、世界はグローバルイズムの定着に向けて大きく変わるうとしていきます。モノ、カネ、技術、情報に加え、人々も世界的規模で行き交う大交流の時代を迎え、世界の人々は国際観光に新しい価値を見いだそうとしているといわれています。

そこで、本年は「平泉の文化遺産」の世界遺産登録が見込まれていることから、国内はもとより世界中から多くの観光客が訪れるものと予測されます。国際競争力のある観光地づくりに向けて、生活文化を軸とした観光資源の整備、発掘を行いながら地域の魅力を高めていきます。

20年度当初予算は、歳入の確保が極めて厳しい中、世界遺産登録年度を迎え、昨年度に引き続き前年比増の積極型予算となり、一般会計で1・1%増の38億円余となりました。

歳入面では、県支出金の増や地方再生対策に伴う地方交付税の増という増加要因があるものの、地方の景気回復の遅れ、地域間格差による町税や交付金の伸び悩みなどの要因により、結果的には主要基金を大幅に取り崩して必要な財源を確保したところです。

歳出面では、世界遺産登録をにらんだ受け入れ態勢の整備やイベント等による補助費等の増と、財政健全化のため国の制度を活用し

た繰上償還を行うことによる公債費の増などが大きく、この結果、義務的経費の割合は3年連続5割を超えた水準にあり、財政の硬直化が年々進んでいます。

そこで、集中改革プランに基づいた町財政改革を推進し、財政健全化を図っていかねばならぬことを痛感したところです。

このように限られた財源ではありますが、「町総合計画・後期基本計画」に基づき、事業の重点化を図って予算編成に留意したところです。

以下、20年度の重点施策と主要施策について申し述べます。

重点施策―5つの柱

はじめに、20年度の施策の柱である5項目について申し述べます。

1 行財政改革の推進

町集中改革プランの取り組みとして、事務事業の見直しなど47項目を掲げ、地域懇談会や広報誌などを通して、進ちょく状況についても9月の決算公表時期に合わせて町民に公表しているところです。

この厳しい財政状況の中、「町の自立」を有効なものにしていくために、職員給与の削減や計画的

な職員数の削減をはじめ、新たな歳入確保として町外の利用者・使用者に対する使用料等についての検討も行いながら、財政健全化を図っていきたくと考えています。

2 産業振興への対応

稲作の振興については、19年度から始まった国の新たな需給調整システムに基づき、関係機関と連携し、農業者の協力を得ながら米の生産調整達成に向けて努力していきます。

また担い手育成対策については、町担い手総合支援協議会と連

携を図り、農産物の販路拡大や産直支援などを行っていきます。

観光の振興については、今後、国内外から多くの観光客が本町に訪れるものと予測されることから、観光ルネサンス事業を積極的に支援し、観光地の魅力を高めるための観光資源の活用と情報発信などを行っていきます。

特に、訪れる方々に対して、地域の「光」をよりよく感じてもらう（観る）ために、町民一人ひとりが「おもてなしの心」を持って接していただき、観光地としての評価を高めていきたいと考えています。

3 保健・福祉・教育の充実

少子化対策の一環として、妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減し、母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健診の公費負担を拡充し、積極的な妊婦健診を勧め、すこやかな出産ができるよう支援していきます。

また、高齢者福祉においては、介護予防事業の充実や日常生活への支援を行っていきます。

小中学生を対象とした平泉の文化遺産の推進については、平泉の歴史を学ぶ授業や発掘体験学習による普及啓発活動を行うとともに、一関市、奥州市との連携による世界遺産塾事業を行っていきます。



児童の発掘体験学習

4 環境・景観対策の推進

18年度から検討してきた「景観計画」が策定され、本年度は景観法と景観計画に基づく「景観条例」を早期に制定し、さらに屋外広告物の規制についても条例化に向けて検討していきます。

5 町民参画と協働の促進

各行政区が自らの力で課題解決に当たる地域課題対応事業の実施を通して、地域住民の公の部門への参画を促し、地域力の向上と行政コストの軽減を図っていきます。

また、町民との対話による町政を進めるため、本年度においても地域懇談会を開催し、協働のまちづくりを進めていきます。